

◎新潟県告示第1119号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
原歯科医院	長岡市城内町3丁目4-20	令和2年8月31日
信濃屋薬局 中島店	長岡市中島5丁目7番53号	令和2年10月7日
医療法人社団 はらクリニック	柏崎市茨目2丁目15番22号	令和2年8月31日
アイン薬局 新発田店	新発田市緑町2丁目20番19号-19	令和2年9月30日
やよい調剤薬局	胎内市本町3-31	令和2年9月30日